

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 23日

東京都知事 殿

提出者

住 所 東京都台東区北上野2丁目8番7号

氏 名 株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング  
建設事業部 事業部長 伊東 高士

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-5246-4163

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アサノ大成基礎エンジニアリング 建設事業部
事業場の所在地	東京都台東区北上野2丁目8番7号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工業業
②事業の規模	元請け完成工事高 25億6千万円（前年度実績）
③従業員数	25人（建設事業部員）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	排出量	356.40 t	15.00 t
	(これまでに実施した取組) 別添3		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	排出量	320.76 t	13.50 t
	(今後実施する予定の取組) 別添3		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別添3		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別添3		

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
排 出 量	114.38 t	241.18 t	0.23 t	190.04 t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
排 出 量	102.94 t	217.06 t	0.21 t	171.03 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
排出量	304.89 t	32,104.78 t	785.94 t	255.94 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
排出量	274.40 t	28,894.30 t	707.34 t	230.34 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
排出量	227.56 t	2,005.64 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
排出量	204.80 t	1,805.07 t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 別添3		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 別添3		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） 別添3			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） 別添3			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t



## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 別添3		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 別添3		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	全処理委託量	356.40 t	15.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	15.00 t
	再生利用業者への処理委託量	356.40 t	15.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 別添3		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
全処理委託量	114.38 t	241.18 t	0.23 t	190.04 t
優良認定処理業者への処理委託量	40.36 t	204.64 t	0.23 t	78.59 t
再生利用業者への処理委託量	114.38 t	241.18 t	0.23 t	190.04 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
全処理委託量	304.89 t	32,104.78 t	785.94 t	255.94 t
優良認定処理業者 への処理委託量	32.56 t	3,363.02 t	280.72 t	91.88 t
再生利用業者への 処理委託量	255.97 t	31,271.38 t	785.94 t	164.81 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和4年度）実績】

産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
全処理委託量	227.56 t	2,005.64 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	105.23 t	2,004.59 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	140.01 t	1.14 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃アルカリ
	全 処 理 委 託 量	320.76 t	13.50 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	13.50 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	320.76 t	13.50 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 別添 3		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	ガラス陶磁器等くず
全処理委託量	102.94 t	217.06 t	0.21 t	171.03 t
優良認定処理業者への処理委託量	36.32 t	184.18 t	0.21 t	70.73 t
再生利用業者への処理委託量	102.94 t	217.06 t	0.21 t	171.04 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	コンクリート片	廃アスファルト	建設混合廃棄物
全処理委託量	274.40 t	28,894.30 t	707.34 t	230.34 t
優良認定処理業者への処理委託量	29.30 t	3,026.72 t	252.65 t	82.70 t
再生利用業者への処理委託量	230.37 t	28,144.24 t	707.35 t	148.33 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

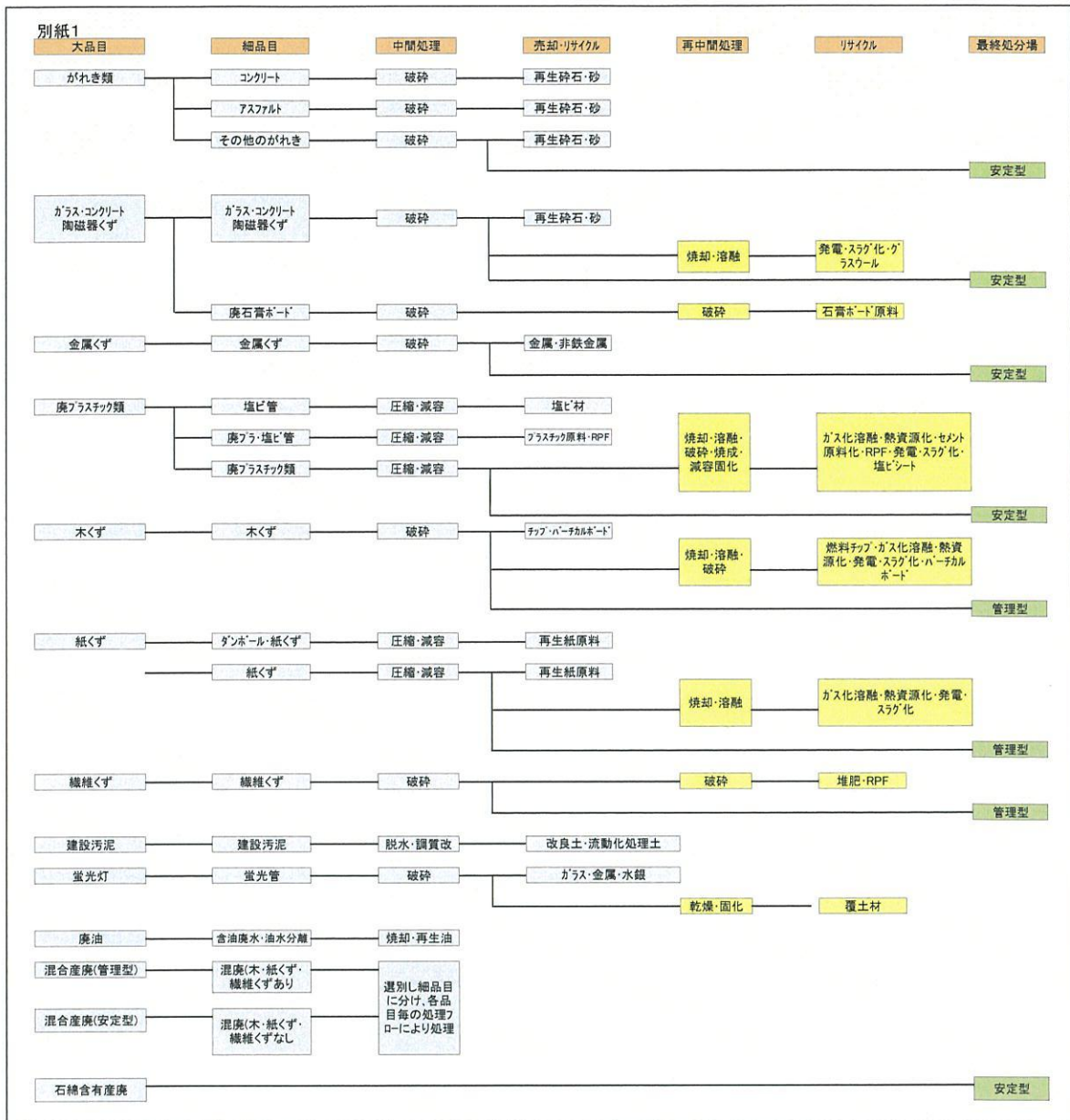


【目標】				
産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃蛍光ランプ類		
全処理委託量	204.80 t	1,805.07 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	94.71 t	1,804.13 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	126.01 t	1.03 t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	- t	- t	- t	- t

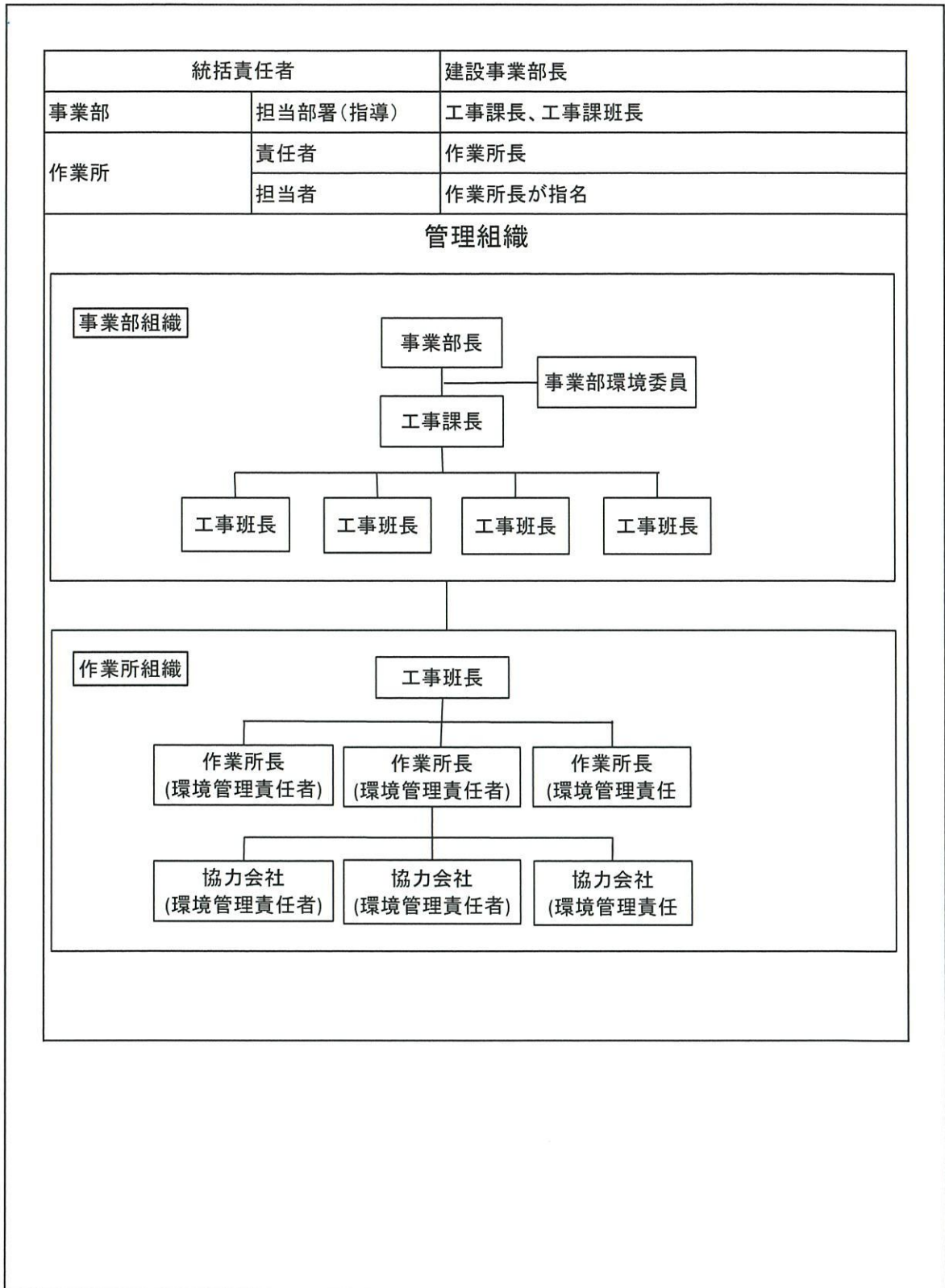
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



## 別添2 管理体制図



## 別紙3

### 取組みの現状(継続しての実施事項)

#### 1. 取組みの現状(継続しての実施事項)

- 1) 建設廃棄物の分別・リサイクル等に関する環境目標の設定
- 2) 産業廃棄物の処理に関する手順の策定
- 3) 作業所毎の法規制等チェックシートによる関係法令の遵守
- 4) 計画的な内部監査および環境パトロールの実施
- 5) 年度ごとに見直しを行い、継続的な改善を図る
- 6) 職長会による分別指導

#### 2. 教育

##### 1) 社員教育

- ① 環境問題の概要
  - ② 環境方針を遵守することの重要性
  - ③ 各業務が実際に又は、潜在的に持つ著しい環境への影響、環境管理改善の便益
  - ④ 環境方針の目的・目標を達成するための役割と責任
  - ⑤ 規定された環境に関する標準、要領・手順を逸脱した場合に予想される結果
  - ⑥ 廃掃法はじめ、関連法改正を含めた最新環境情報の伝達
- ※事業所全員を対象に定期的に集合教育(OFF.J.)を行う。受講できなかった者に対しては内勤者は工事課長、作業所は工事班長がO.J.Tを実施する。

##### 2) 専門工事業者教育

- ① 作業所毎、新規入場者教育時に作業所環境目標、実施手順に係る教育を実施。
- ② 作業所へ作業員を送出す際には当社作成の環境教育資料を基に環境教育を実施。
- ③ 各種大会、講習会時に3R活動を含めた環境教育を実施。
- ④ 協力会組織の環境委員会活動により専門工事業者会員の環境意識の向上を図る。

#### 3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

施工計画時において下記事項を検討し、実施可能な項目を採用している。

- ・建設資材のプレキャスト化等による廃材発生の削減
- ・搬入資機材の梱包材の削減
- ・工法変更による廃材の抑制
- ・資材の転用

#### 4. 産業廃棄物の分別に関する事項

- ・当部の副産物処理要領書に則り、作業所において分別計画を立て実施する。
- ・計画の策定に当っては、地域の産業廃棄物中間処理施設、リサイクル施設等の分別品目の受入れ条件を十分考慮する。

#### 5. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・建設リサイクル法等関係法令を遵守し、作業所毎に再生資源利用(促進)計画を策定し、実施の記録を保管する。
- ・グリーン購入標準、グリーン調達ガイドラインに基づく環境配慮品の採用。

#### 6. 産業廃棄物の処理に関する事項

- ・廃掃法及び当社の副産物処理要領書に則り、保管基準、処理基準、委託基準を遵守する。
- 特に注力する事項を下記に示す。

- 1) 委託契約書の作成・保管。
- 2) 紙マニフェストの交付および照合・保管。
- 3) 電子マニフェスト化を積極的に展開する。